

国立大学法人上越教育大学と株式会社ひとまちとの連携・協力に関する協定書

国立大学法人上越教育大学（以下「甲」という。）と株式会社ひとまち（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が密接な連携のもと、教員養成等の分野で相互に協力し、社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) ファシリテーションの手法を踏まえた教員養成プログラムの研究・開発
- (2) ファシリテーターとしての資質能力を備えた教員の育成
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、甲と乙それぞれが秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協議）

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3月前までに、甲又は乙のいずれからも申し入れがない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年10月13日

国立大学法人上越教育大学長
林 泰成

株式会社ひとまち 代表取締役
鄭 聰子